

別記切替要領

1 職務の級の切替え

切替日の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が別表イに掲げられているものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

2 号給の切替え

職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級及びその者の切替日の前日における号給（以下「旧号給」という。）に応じて別表ロに定める号給とする。